

### III 【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ

#### 目指す将来の姿

本県の豊かな自然を継承します。二酸化炭素の排出抑制や自然エネルギーの導入、ごみをむやみに出さない、捨てないなど環境に配慮した快適な生活を定着させるなど、持続可能な社会の実現を目指します。県内で排出された産業廃棄物は、県内の最終処分場で処理します。「とっとり共生の森」など、企業と連携したみどり豊かな森林づくりの定着を目指します。

食や住まいの安全を確保し、消費トラブルに関する相談機能を充実させ、県民が安心して生活できる社会の実現を目指します。総合相談窓口の設置など、犯罪被害者に対する支援の充実を図り、その権利利益を保護することを目指します。

河川改修等により、災害に強い県土をつくります。災害に対する備えを十分に行い、また、災害発生時に迅速的確に情報を提供することなどにより、災害による被害を最小限度に留めることを目指します。

県民の防災・災害発生時の対応に対する意識を高めます。消防の効率的な運用体制の整備等や専門家の育成等により災害に強い体制整備を進め、県民が安心して生活できる鳥取県を目指します。



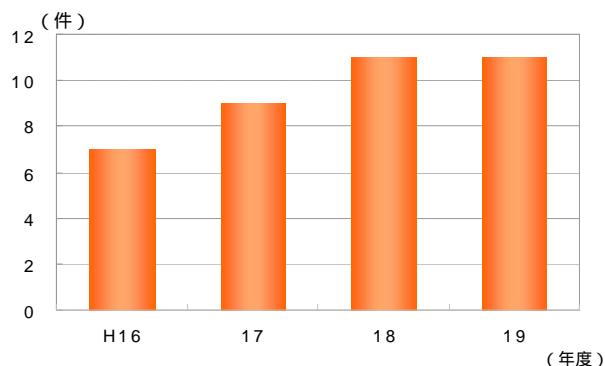
## (1) 豊かな自然・環境を守り、育て、次代につなげる ～「自然・環境バトンリレープロジェクト」

### (1 - 1) とっとりの豊かな自然環境の保護

#### 1 現状・課題

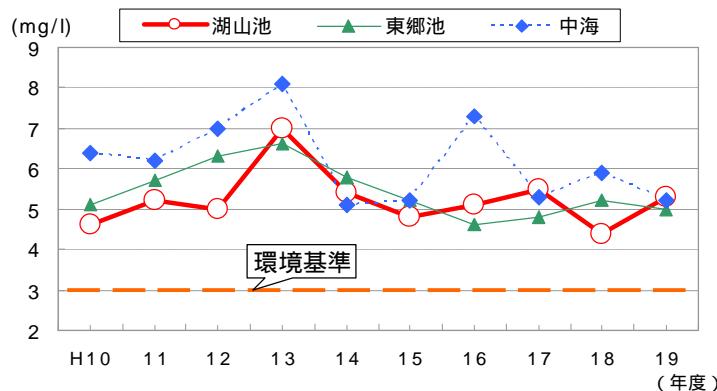
緑豊かな大山、氷ノ山等の山や、優れた水質の日本海などを始めとして、鳥取県は、豊かな自然環境に恵まれています。しかし、三大湖沼（湖山池、東郷池、中海）の水質は、望ましい水質目標としている環境基準が達成されていません。中海では、重要な湿地の保全と適正利用を進めることを目的とするラムサール条約湿地へ登録される等、自然再生に向けた取組が行われています。湖山池では鳥取大学や「湖山池水質浄化100人委員会」などが水質浄化・水質改善に関する検討等を行い、また、東郷池では「東郷湖の水質浄化を進める会」による環境保全活動等の取組が行われていますが、野生動植物の保護や水質浄化活動に取り組む住民団体、NPO等の活動の一層の取組が必要です。

県内の希少野生動植物の保護管理事業実施団体の認定数の推移



資料 県生活環境部

県内の三大湖沼の水質 (COD) の状況



COD…化学的酸素要求量。湖沼の水質の状態を示す指標で、数値が低いほど良い状態。

資料 県生活環境部

## 2 取組の方向性等

県民、自然保護団体、N P O等と行政との協働に積極的に取り組みながら、自然環境の保全・再生を推進します。

自然環境の保全・再生に県民運動として取り組み、「安らぎ」「心が落ち着く」地域を形成します。清掃活動等により、街や道などにポイ捨てごみのない環境に配慮した美しい県を目指すとともに、多様な野生動物が人間と共に存して暮らせる環境を保全・創造します。

自然環境保全と観光利用のバランスに配慮したエコツーリズムを推進します。

県民、N P O、行政等の全ての主体が連携して、三大湖沼の水質の改善、美しい水辺環境の回復に取り組み、その水質を環境基準に近づけます。

## 3 主な目標指標

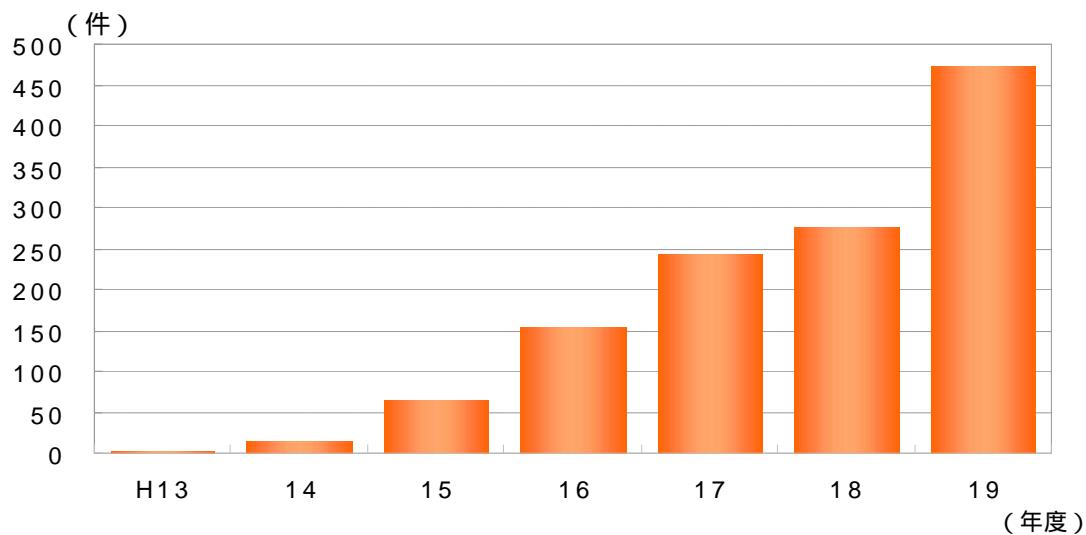
項目	現 状	目 標
自然保護ボランティアの登録者数	87 人 (平成 19 年度末)	200 人 (平成 30 年度末)

## (1 - 2) 地球にやさしい暮らし方の実践と課題解決への道づくり

### 1 現状・課題

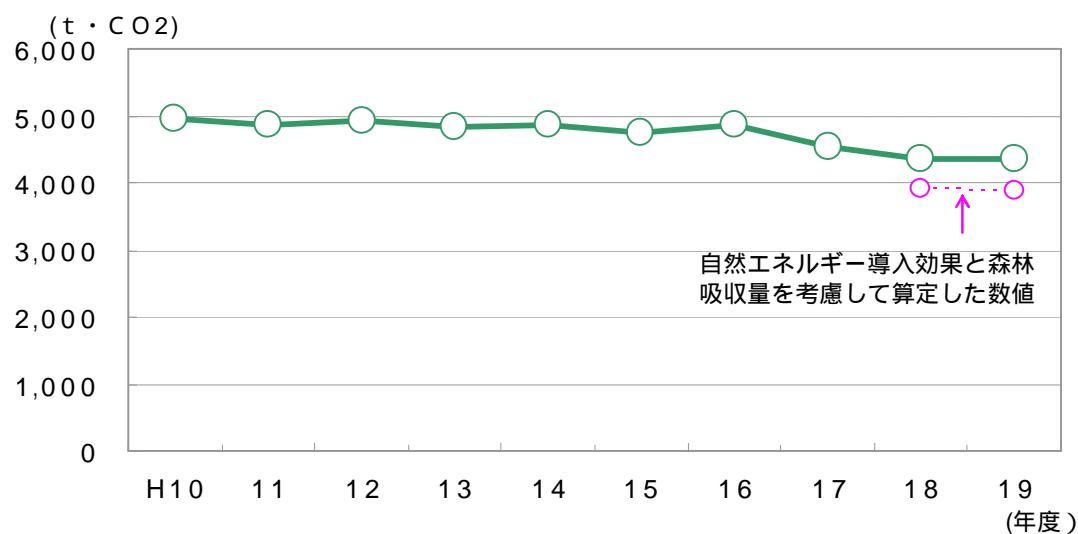
県内における平成18(2006)年度の二酸化炭素の排出量は、平成2(1990)年度と比べて約10%増加している状況です。これは、家庭における自動車保有台数の増、卸売・小売業の売り場面積の増等が主な要因であると考えられます。このような状況を踏まえ、環境活動の実践を県民運動として広げ、更なる削減に向けた取組を推進することが必要です。

鳥取県版環境管理システム（T E A S）認定数の推移



資料 県生活環境部

県内の二酸化炭素排出量の推移



資料 県生活環境部

## 2 取組の方向性等

県民一人ひとりが省エネ、省資源など環境に配慮しながら日常生活を送る鳥取県型ライフスタイルを確立します。環境に関する問題解決に向けて、全ての県民、企業、行政が協働・連携しながら積極的に取り組むことを目指します。このため、全ての小中学校・高等学校で環境に配慮した活動を審査登録・公表する本県独自の制度である鳥取県版環境管理システム(T E A S)を取得します。その他、公共交通機関の利用促進を図るほか、環境に配慮して自動車を使用するエコドライブ、消費者・事業者・行政が一体となって買物の際のレジ袋の削減に取り組むノーレジ袋の全県での定着を目指します。

県下各地で環境学習活動が実践されるなど、誰でも気軽に参加できる学習環境を確保します。

再生可能なエネルギーである風力、太陽光等の自然エネルギーの導入を促進し、自然エネルギー先進県を目指します。二酸化炭素の吸収や様々な活動の源となる上質な水の供給源としての役割などの、森林の環境面への貢献や、森林の手入れを適切に行い、森林を活用することが環境を支えることにつながることなど、森林や林業の重要性に対する県民の理解を促進し、森林の健全な整備・保全を進めます。環境産業の集積を促進します。

省エネ設備や自然エネルギーの導入、県産材の利用等の環境に配慮した住宅の普及などを進め、環境にやさしい住まいづくりを目指します。

鳥取大学等で行われている地球温暖化、黄砂、酸性雨等に係る調査研究や、鳥取大学乾燥地研究センターで行われている砂漠化対処の基本となる乾燥地科学的研究を始めとする優れた成果を県内外・国内外に発信します。本県が環境に関する先進的な研究拠点として認知されることを目指します。

環境問題に関する専門的な高等教育機関である鳥取環境大学と連携して、地域における環境問題解決のための総合的な研究、グローバルな視点からの地域課題の解決に向けた取組等を進めるほか、同大学が育てる優秀な人材を地域の環境活動等に活かします。

## 3 主な目標指標

項目	現 状	目 標
環境教育参加者数	166,022 人 (平成 19 年度)	200,000 人 (平成 30 年度)
鳥取県版環境管理システム(T E A S)認定数	471 件 (平成 19 年度末)	1,500 件 (平成 30 年度末)

## (1 - 3) 循環型社会の確立

### 1 現状・課題

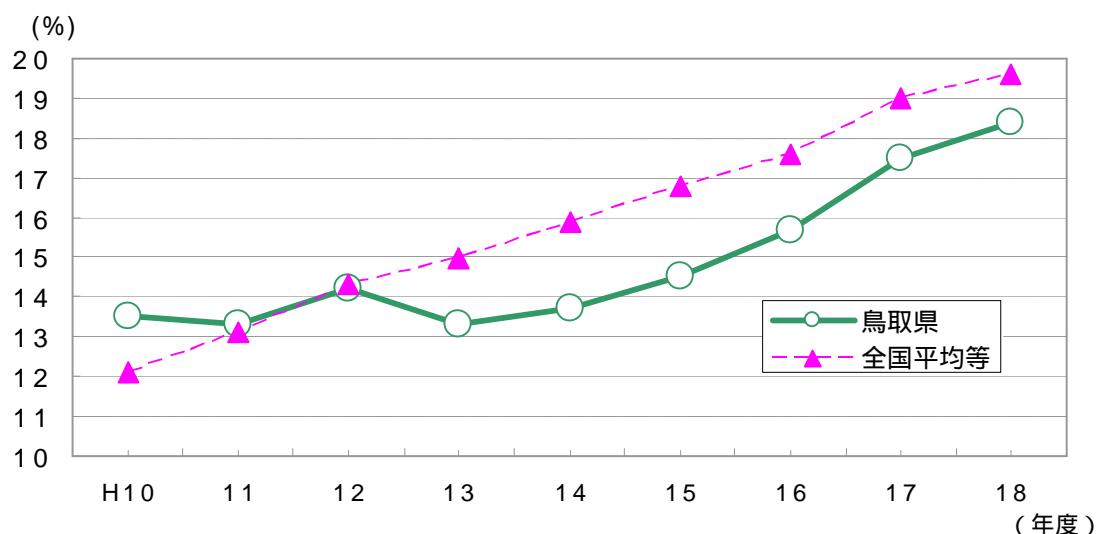
本県のごみ排出量は年々減少、リサイクル率は年々上昇していますが、全国比較（平成18(2006)年度）では1人1日当たりごみ排出量は25位、リサイクル率は26位に位置しており、より一層の取組が必要です。

一般廃棄物（ごみ）排出量の推移（1人1日当たり）



資料 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

一般廃棄物リサイクル率の推移



資料 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

## 2 取組の方向性等

買物の際レジ袋を使用しないためのマイバッグの普及、何度も繰り返し洗って使用できるリユース食器の利用拡大、家庭・事業所での分別の徹底等により、廃棄物を極力出さない持続可能な循環型社会を目指します。一人当たりのごみ(一般廃棄物)の排出量を抑制します。

ゼロエミッション(工場等における排出物をゼロにすること)の実現を目指し、産業廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進します。

県内に産業廃棄物最終処分場(再生利用や中間処理できない廃棄物を最終処分するための処分場)を確保します。

## 3 主な目標指標

項目	現状	目標
一般廃棄物(ごみ)排出量(1人 1日当たり)	1,025 g (平成18年度)	800 g (平成30年度)
一般廃棄物リサイクル率	18.4% (平成18年度)	40.0% (平成30年度)

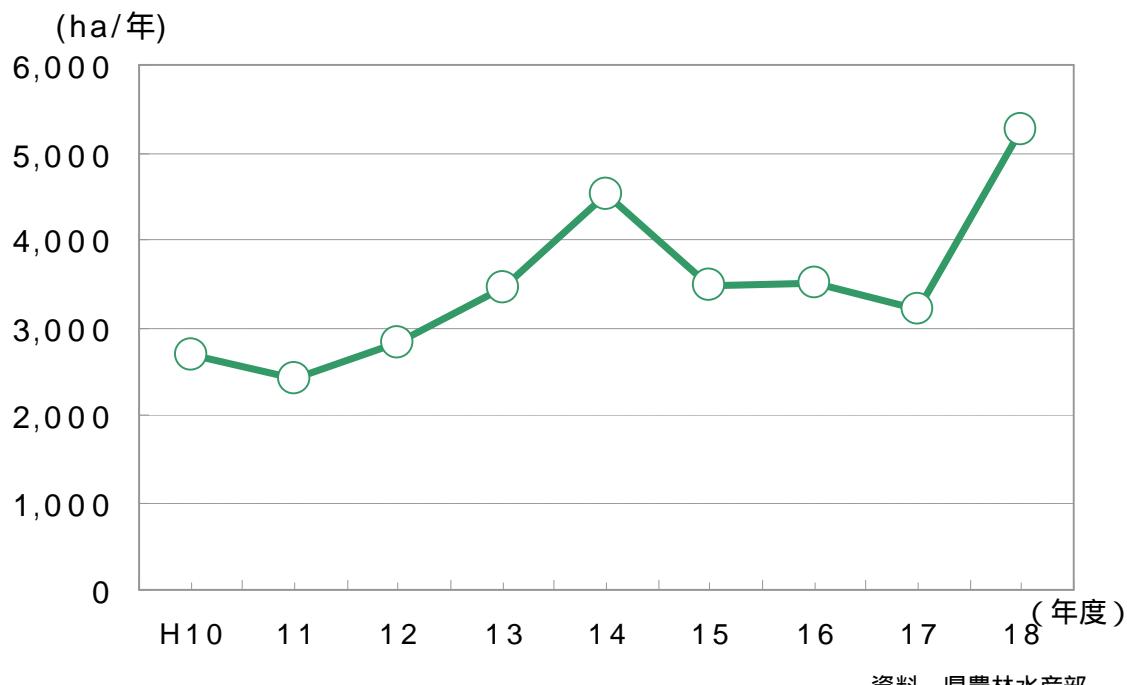
## (1 - 4) 地球環境の変化に対応した農林水産業・みどり豊かな森林づくり

### 1 現状・課題

地球の温暖化は、暮らしや安全を脅かし、温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。温室効果ガスである二酸化炭素を吸収・貯蔵する役割を果たしている森林の整備、保全等の推進が重要となっています。

農作物では、高温・小雨による品質・収量低下等の影響が幅広く発生しつつあるとともに、海水温の上昇による魚種の変化やこれまでに経験したことのない有害赤潮や有毒プランクトンの発生なども確認され、漁業への影響も拡がりつつあります。

県内の年間間伐面積の推移



## 2 取組の方向性等

温暖化の環境下でも生育に優れた水稻、梨、白ネギ等の新品種の育成・導入など、温暖化に適応した農作物の品種を育成します。新たな特産物として育て、産地形成を目指します。

適応技術の開発により、温暖化に適応した農業生産体制を構築します。鳥取大学と連携した温暖化適応策の研究等により、温暖化に適応した農作物の品種の産地を育成します。

企業等が森林保全活動を行う「とっとり共生の森」による企業と連携した森づくりや、森林環境保全税を活用した森林の保全・整備を推進します。

間伐等を着実に進め、健全化した森林が二酸化炭素吸収源として有効に機能することを目指します。間伐材の利用を促進します。

## 3 主な目標指標

項目	現 状	目 標
とっとり共生の森の 参画企業数	11 社 (平成 20 年末)	30 社 (平成 30 年度末)
年間間伐面積	4,200ha/年 (平成 19 年度)	4,200ha/年 (平成 30 年度まで毎年度継続)

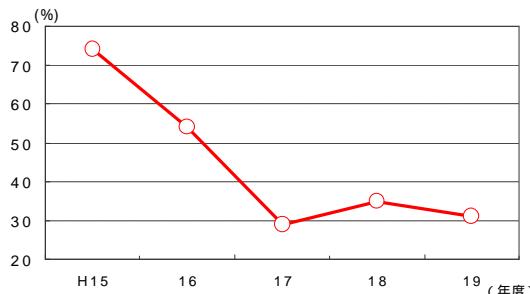
## (2) 安全に安心して暮らせる「安全・安心の充実」

### 1 現状・課題

食品や住宅の安全を揺るがす様々な事件が多発し、食と住まいの安全性に対する信頼感が大きく揺らいでいます。インターネットの普及等の状況を背景に、消費生活相談の相談内容が複雑・多様化しています。

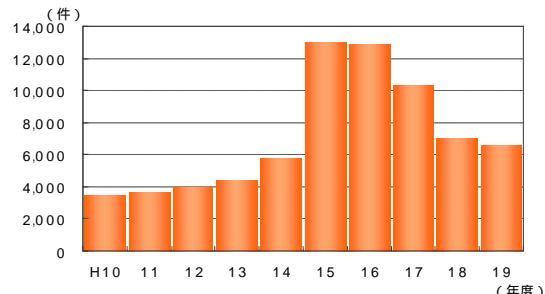
刑法犯として認知された件数は減少傾向にありますが、治安情勢が安定していた昭和期に比べると依然として高水準です。交通死亡事故に占める高齢者の割合は高率で、高齢者の運転による加害事故が増加傾向にあります。

県内のJAS法に基づく  
食品表示違反率の推移



資料 県生活環境部

県内の消費生活相談の状況(件数)



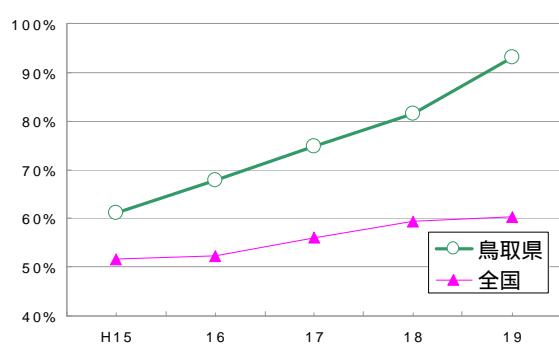
資料 県生活環境部

刑法犯の検挙率



資料 県警察本部「犯罪統計書」、警察庁「警察白書」

重要犯罪の検挙率



資料 県警察本部「犯罪統計書」、警察庁「警察白書」

## 2 取組の方向性等

事業者が行う自主的な衛生管理が一定水準にあると認められる施設を県が認定する「とっとり食の安全認定制度（クリーンパス）」の取得を促進する等により、県民の食の安全を確保し、食に対する信頼性を向上させることを目指します。食の安全に対し積極的な食品等取扱業者と食の安全に対する意識が高い消費者グループ等を「とっとり食の安全ネットワーク」としてネットワーク化し、相互理解による食の安全・安心の確保を図ります。

住宅、公共施設等の建物の耐震化率を向上させます。

第三者機関が客観的な住宅の性能評価を行う住宅性能表示制度を利用した新築住宅を増加させる等により、県民の住む住宅の安全確保を促進します。

全市町村に消費生活相談窓口を設置し、N P O 等による相談窓口の設置と相まって相談機関のネットワーク化を強化します。消費に関する情報を的確に収集し主体的に行動する自立した消費者を育成します。

総合相談窓口の設置など、犯罪被害者の権利利益の保護を図り、支援を充実します。

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づく推進計画の策定や、防犯ボランティア団体の活性化等により、地域が一体となった登下校時の子どもの安全確保等も含め、犯罪の防止に向けた環境を整備します。広報啓発活動及び積極的なパトロールの展開等の街頭活動の強化等により、犯罪の防止と検挙活動を推進します。

県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路の整備、体験型運転者教育等による高齢の方の交通安全対策の推進等により、交通事故の発生を抑止します。

## 3 主な目標指標

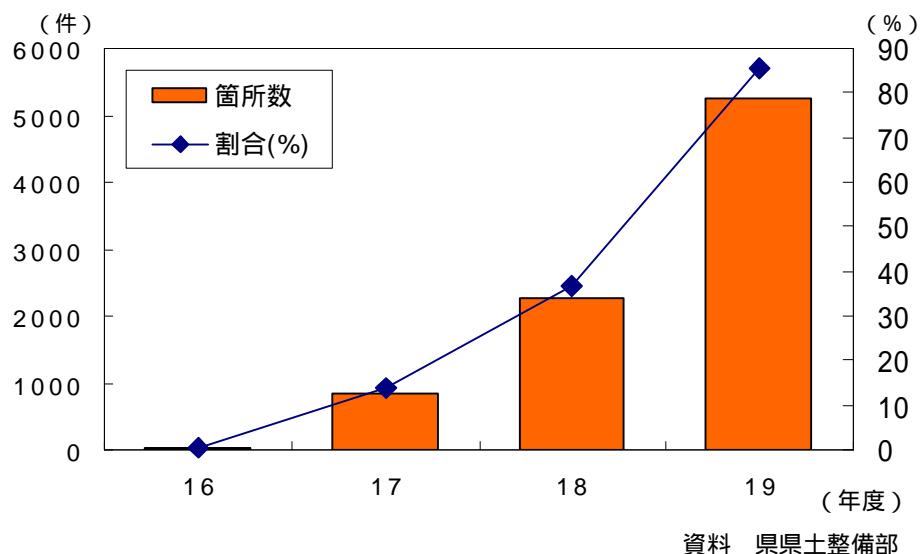
項目	現状	目標
とっとり食の安全ネットワークの参加団体数	31 団体 (平成 19 年度末)	80 団体 (平成 30 年度末)
市町村における消費生活相談窓口の設置	4 市町村 (平成 19 年度末)	全市町村 (平成 30 年度末(平成 22 年度末に目標達成を目指す))

### (3) 「災害に強い県土」をつくる

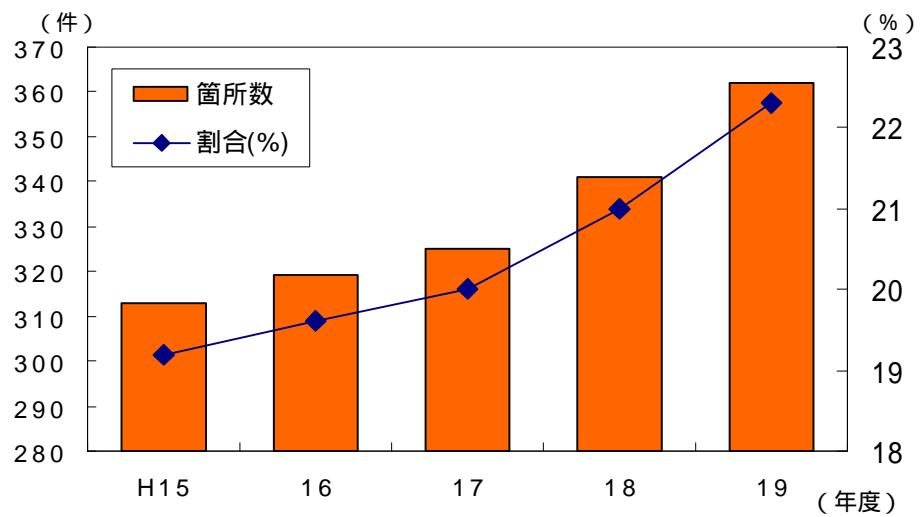
#### 1 現状・課題

水害、土砂災害、山地災害等の災害が発生しない、また、被害を最小限に食い止めるための県土づくりが必要です。地球温暖化に伴い異常気象の多発や規模の増大が予測され、更なる砂防・治山施設、治水施設等の整備と維持管理が求められています。施設整備については、国全体としての予算的な制約から重点整備が困難であり、長期間を要すことから、ハザードマップ（災害予測地図・防災地図）の作成、避難体制の整備等のソフト施策と組み合わせて実施することが重要です。

県内における警戒区域（イエロー区域）の指定箇所の推移



県内の砂防施設（土砂流対策施設）の整備箇所数の推移



## 2 取組の方向性等

浸水被害や土石流・がけ崩れの減少を目指し、河川、砂防施設等の整備を推進します。緊急輸送道路の整備、橋りょうの耐震補強や道路防災対策、中山間地域孤立対策等により、災害に強い県土づくりを進め、災害の未然防止を推進します。

ハード整備に加え、洪水ハザードマップ（災害予測地図・防災地図）の作成・配布や、土砂災害特別警戒区域の調査・指定、土砂災害警戒情報システムの運用・避難訓練を通じた災害時の情報発信・避難体制の整備などのソフト施策を進め、災害への迅速な対応を推進します。

洪水被害を少なくし、水供給の安定化、高度で効率的な水利用を目指します。海岸における砂浜の安定化・環境の保全を図ります。

## 3 主な目標指標

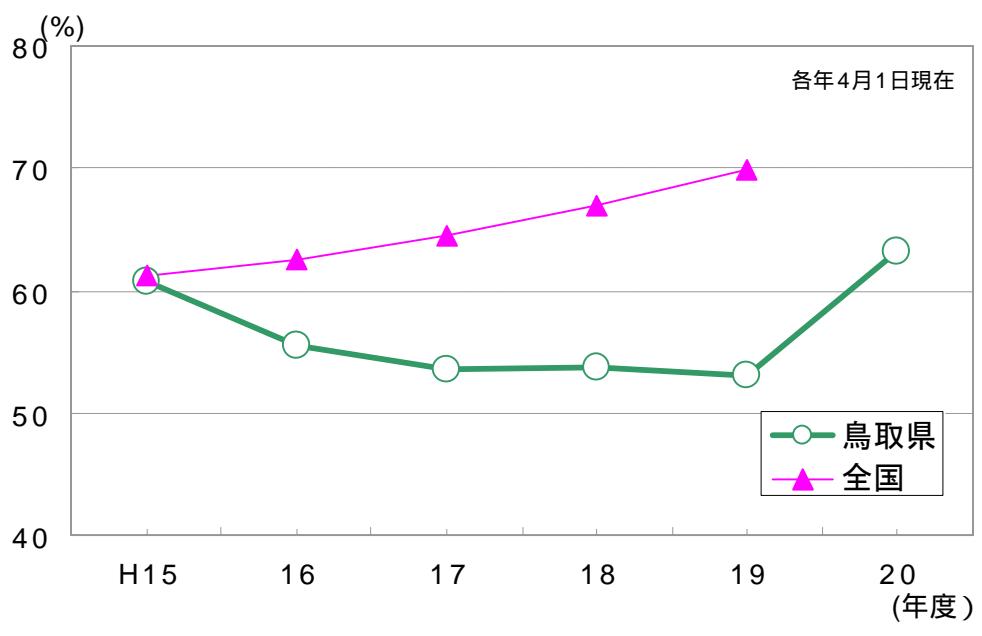
項目	現状	目標
甚大な被害が想定される河川改修の進捗率	33.4km(35.1%) (平成19年度末)	47.8km(50.2%) (平成30年度末)
土砂流対策施設の整備箇所	362箇所(22.3%) (平成19年度末)	536箇所(33.0%) (平成30年度末)
山地災害対策施設の整備箇所	1,169箇所(34.6%) (平成19年度末)	1,279箇所(37.9%) (平成30年度末)

## (4) 「実践型の防災・危機管理」

### 1 現状・課題

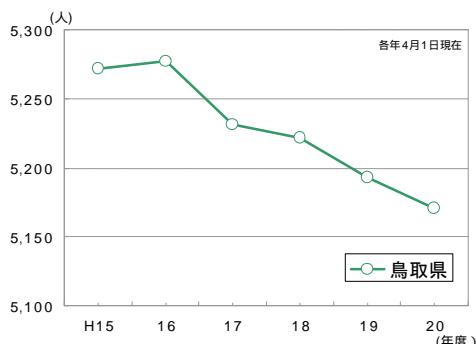
消防団員数は年々減少しています。被雇用者団員も多く、消防団活動への事業所の協力が求められています。自主防災組織が組織されていない地域や自主防災活動が活発でない地域があります。災害、危機管理事案発生時における実践型の防災・危機管理体制の一層の推進が必要です。

自主防災組織率の推移



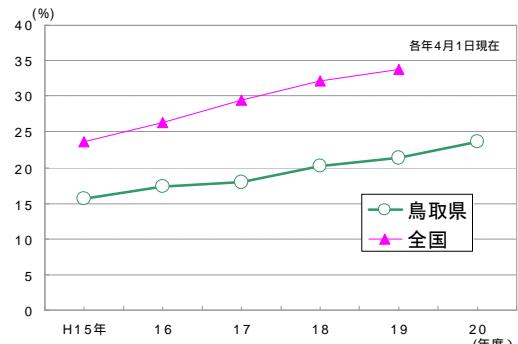
資料 県防災局

消防団員数の推移



資料 県防災局、消防庁「消防白書」

救急隊員に占める救急救命士の割合



資料 県防災局、消防庁「消防白書」

## 2 取組の方向性等

県民一人ひとりが防災意識の向上を図る契機とする防災フェスティバルの実施、防災・危機管理対策に関する基本的な事項を定めた条例の策定や、防災について体験・学習することのできる機能の整備等により、一人ひとりが防災・危機管理について正しい知識と技能を身に付け、災害に立ち向かう県民の意識を醸成します。

災害に強い地域社会・地域経済づくりを目指します。

- ・大規模災害に対応できる消防団の増強、自主防災組織率の向上、災害時の事業所「事業継続」の取組の促進等により、地域と事業所、行政との協働・連携体制を構築します。
- ・災害時の防災・避難拠点となる公共施設等の耐震化の促進など、建築物の耐震化を促進します。
- ・避難所運営への老若男女の参画によるユニバーサルデザインの避難所の普及や、障がいのある方やひとり暮らしの高齢の方、乳幼児など日常においても支援を必要とする人が災害に遭った場合（災害時要援護者）等の避難支援体制の整備に取り組むほか、ユニバーサルデザインによる情報伝達・情報共有を推進します。

様々な災害や危機に的確に対応し、県民を守れる消防・防災基盤づくり・危機管理体制づくりを推進します。

- ・県内の防災・危機管理事案について一体的に効果的な危機・災害対応を行う機能の充実や、危機管理に関する専門家の育成等により、防災情報伝達体制を充実します。
- ・新型インフルエンザなど、新たな脅威に対する危機管理体制を強化します。
- ・前線拠点としての広域防災拠点を整備し、広域応援態勢を充実します。
- ・圏域を越えた災害発生時の連携等による常備消防力の強化のため、消防を県全域で共同運用するなど、消防体制を強化します。
- ・医療機関との連携の下、救命救急センターに消防の救急車を配備する方式の導入等により、救命・救急体制を強化します。

## 3 主な目標指標

項目	現状	目標
消防団員数	5,171人 (平成20年度)	6,000人 (平成30年度)
自主防災組織率	63.2% (平成20年度)	100% (平成30年度)
消防団協力事業所表示認定事業所	0事業所 (平成20年度)	250事業所 (平成30年度)
救急救命士数	122人 (平成20年度)	198人 (平成30年度)